

## 伊予市観光協会ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊予市観光協会広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、伊予市観光協会ホームページ（以下「協会ホームページ」という。）への広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「バナー広告」とは、協会ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページに直接移動させるものをいう。

2 この要領において「広告主」とは、協会ホームページへ広告を掲載する者をいう。

(広告の種類)

第3条 協会ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の掲載可能範囲)

第4条 協会ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ウェブページ内容の範囲は、伊予市観光協会広告掲載要綱第3条の規定に準じる。

(広告の規格)

第5条 広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル
- (2) 形式 GIF・JPEG・PNG 形式（アニメーション不可）
- (3) 容量 30 キロバイト以下

(広告の掲載位置及び枠数)

第6条 広告を掲載する位置は、協会ホームページのトップページを表示する画面の下部とする。

2 広告の枠数は12とする。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料は、月額10,000円とする。ただし、協会に所属する会員においては、月額5,000円とする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、4月から翌年3月までの間とし、1か月を単位に3か月以上12か月以内の期間において、連続して掲載することができる。

2 広告の掲載開始日及び終了日は、会長が別に定める。

(広告の募集方法)

第9条 広告の募集は、第6条第2項で定めた広告枠数に達するまで、協会ホームページ等で広告主を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は事業者等に対し、個別に広告掲載の案内をすることができる。

(広告の掲載申込及び決定)

第10条 協会ホームページへ広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、伊予市観光協会ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、会長が定める期限までに資料を添えて提出するものとする。

2 会長は、前項の規定による申し込みがあったときは内容を審査し、その結果を伊予市観光協会ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書により、申込者に通知するものとする。

(掲載の決定方法)

第11条 会長は、応募のあった広告の数が第6条第2項に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。

- (1) 伊予市観光協会会員である事業者等
- (2) 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
- (3) 伊予市内に事業所、営業所及び店舗等を有する私企業又は自営業等
- (4) 前3号に掲げる以外のもの

2 前項の規定による順位が同じ広告がある場合は、掲載希望月数の多いものを優先する。

3 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第6条第2項に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載料の納入)

第12条 広告主は、会長が指定する期日までに、当該広告の掲載期間に係る掲載料を一括して納入しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告主は、広告原稿を作成し、協会が指定する記録媒体により、会長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 広告原稿の制作経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第14条 会長は、次の各号に該当する場合には、広告の掲載の決定を取り消し、又は中止するものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告内容その他により協会ホームページ広告への掲載が不相当であると会長が認めたとき。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により協会ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載の取り下げを行うときは、広告主は、書面により会長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載の取り下げを行ったときは、納入済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告の掲載決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載の取り消しを行ったときは、納入済みの広告掲載料を広告主に全額返還する。

2 前条に定めるもののほか、広告の掲載期間中において、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載の取り消しを行ったときは、当該月以降の納入済み広告掲載料月額の総額を広告主に返還する。

3 月の途中で広告掲載の取り消しを行ったときにおける前項の規定による当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。

4 広告期間内に、協会の都合で協会ホームページの運営を一時停止した場合は、前2項の規定に準じて、その広告掲載料を返還する。ただし、一時停止の期間が1日未満の場合は、広告掲載料を返還しない。

5 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、協会ホームページに掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、会長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合には、広告主の責任及び負担において解決することとする。

4 広告主はリンク先の変更、又はリンク先ホームページの大幅な内容の変更を行おうとする場合は、事前に変更内容を会長に提出し、その承認を得なければならない。

5 広告主は、第10条第2項の規定により決定を受けた協会ホームページへの広告掲載の権利を他の者に譲渡してはならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。